

県発注工事における「建設発生土の受領書」Q & A

【問1】(搬入土量)

「設計図書の設計数量」と処理場が交付する「受領書の搬入土量(実績土量)」とは異なっても問題ないか。

【答】

設計数量は、断面平均法で算出した地山数量であることが多く、また現場によって土の単位体積重量も異なるので、これまでも検査時の確認において、集計表の数量と設計数量が異なる事は特に問題ないとしてきたところであり、受領書の搬入土量についても同様と考えています。

【問2】(土質区分)

受領書の土質区分について、区分が困難な場合は区分なく記入してもよいのか。

【答】

従前より、受注者は、「再生資源利用(促進)計画書」において、搬出入する土砂の土質区分を選択(記入)しているため、受領書への土質区分の記載も可能と考えています。

【問3】(土質区分)

土質区分(1種、2種など)は、発注者・受注者のいずれが記載するのか。

【答】

土砂を搬出する工事の場合は、受注者は搬出先の受注者(管理者)に受領書の交付を請求し、また、搬入する工事の場合は、受注者が受領書を交付します。いずれの場合も、土砂の受け入れを行う受注者(管理者)が土質区分を記載することとなります。

なお、従前より、受注者は、「再生資源利用(促進)計画書」において、搬出入する土砂の土質区分を選択(記入)しているため、受領書への土質区分の記載も可能と考えています。

【問4】(土質区分)

仮置き場から搬出する場合、土質区分の特定が難しいのではないか。

【答】

従前より、受注者は、「再生資源利用(促進)計画書」において、搬出入する土砂の土質区分を選択(記入)しているため、受領書への土質区分の記載も可能と考えています。

県発注工事における「建設発生土の受領書」Q & A

【問5】（搬入完了日）

受領書の搬入完了日は、該当工種の1工事単位と考えたらよいのか。

【答】

工種に関わらず、契約単位（工事ごと）で、全ての土砂の搬入が完了した日が搬入完了日となります。

【問6】（同一工事・同一業者）

同一工事（同一業者）が切盛りする場合、受領書は必要でしょうか。

【答】

同一業者による同一現場内での切盛であれば、「搬出先」が存在しないので受領書は不要です。

また、箇所が点在する工事として発注され、一連の事業区間内ではない掘削場所（A箇所）から盛土場所（B箇所）に搬出するようなケースでは、搬出元と搬出先の責任者が同一人物となるため受領書は不要ですが、国の補足説明及び運用において「搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なすものとする」とされていますので、この書面の作成が必要です。

【問7】（同一工事・同一業者）

切土箇所と盛土箇所が数キロ離れ（現道走行有り）ている場合も、受領書は不要だが、「再生資源利用計画書・実施書」、「再生資源利用促進計画書・実施書」は必要という理解でよいか。

【答】

「再生資源利用計画書・実施書」、「再生資源利用促進計画書・実施書」は、受領書の要否に関わらず、建設発生土を搬出入（現場内流用含む）する場合には作成が必要となります。

県発注工事における「建設発生土の受領書」Q & A

【問8】(土の状態)

搬出量(数量等)は、地山量やほぐし量があるが、どのように書けばよいのか。

【答】

どちらで記載するか明確なルールはありませんが、県工事においては、設計数量との整合の確認がしやすいため、原則「地山量」を記載していただきたいと考えています。

なお、仮置きの場合は検測した体積による「ほぐし土量」、また流用先等で転圧を行う場合は仕上がり後の「締固め量」を受領した土量として差し支えありません。

【問9】(記載すべき日付)

受領書に記載する日付について、どの時点で誰が記載するのか。

【答】

受領書は、交付する者(搬出先の管理者等)が、最後に土砂を受入れた日を搬入完了日として記載するとともに、交付した日付も記載します。

【問10】(建設発生土の定義)

購入土や路盤材などは建設発生土ではないので、受領書は不要か。

【答】

「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に発生する土砂のことを言います。このため、目的物を構築するために購入される資材(購入土、路盤材)は、建設発生土ではありませんので、受領書は不要です。

なお、現場発生する岩を破砕して路盤材に利用するようなケースは、建設発生土に該当するので、受領書が必要となります。

【問11】(仮置き場)

(自社の)仮置き場の管理について、しっかりとした転圧が必要か。また、沈砂池の設置等も必要か。

【答】

自社の仮置き場の管理の方法について、とくに明確な基準はありませんが、関係法令を遵守の上、適正な管理運営を行う必要があると考えています。

県発注工事における「建設発生土の受領書」Q & A

【問12】(自社処分場)

自社管理の処分場に処分する場合は、受領書は不要との認識でよいか。

【答】

自社管理の処分場に処分する場合は、受領書は不要ですが、国の補足説明及び運用において「搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面(土砂搬出及び受領証明書)を作成し受領書と見なすものとする」とされていますので、この書面の作成が必要です。

★運用の詳細等については、ウェブサイトを参照してください。

《山口県》 「建設発生土・適正処理の取組」

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/207515.html>

《国土交通省》 「建設発生土の搬出先計画制度」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_frl_000001_00041.html